

吸収合併に関する事前開示書面

2022 年 2 月 22 日

日本システムウェア株式会社

広和システム株式会社

吸収合併に関する事前開示書面

会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条ならびに会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である広和システム株式会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2021 年 3 月 31 日現在の吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産、負債および純資産の額は以下のとおりであり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。

(単位：百万円)

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社	31,896	8,720	23,176
吸収合併消滅会社	201	51	149

また、いずれの会社についても、本件吸収合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件吸収合併後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。従いまして、本件吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断します。

6. 事前開示開始日後の前各号に関する変更事項

変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以 上

2022 年 2 月 22 日

東京都渋谷区桜丘町 31 番 11 号
日本システムウェア株式会社
代表取締役執行役員社長 多田 尚二

神奈川県川崎市多摩区登戸 3398 番地 1
広和システム株式会社
代表取締役社長 野崎 淳一



合 併 契 約 書

日本システムウエア株式会社（以下「甲」という）と広和システム株式会社（以下「乙」という）とは、両社の合併に関して以下のとおり契約する。

第 1 条 （吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し（以下「本合併」という）、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

2．本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店住所は、以下のとおりである。

【吸収合併存続会社】

商 号：日本システムウエア株式会社

住 所：東京都渋谷区桜丘町 3 1 番 1 1 号

【吸収合併消滅会社】

商 号：広和システム株式会社

住 所：神奈川県川崎市多摩区登戸 3 3 9 8 番地 1

第 2 条 （合併の対価）

甲は本合併により、乙の株主に対して、その有する株式に代わる甲の株式その他の金銭等の交付を行わない。

第 3 条 （増加すべき存続会社の資本金等）

甲は本合併により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第 4 条 （効力発生日）

本合併の効力発生日は、2 0 2 2 年 4 月 1 日とする。ただし、同日までに本合併に必要な手続きを遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第 5 条 （株主総会）

- 1．甲は、会社法第 7 9 6 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 7 9 5 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。
- 2．乙は、会社法第 7 8 4 条第 1 項の規定により、本契約につき会社法第 7 8 3 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

第 6 条 （会社財産の引継）

乙が所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第 7 条 （会社財産の管理義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙が協議のうえ、これを実行する。

第 8 条 （従業員）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用するものとし、その処遇については、別途甲及び乙が協議のうえ、決定する。

第 9 条 （役員の退職金）

本合併に伴う乙の役員（野崎淳一、市川祐一及び河野靖範）の退職慰労金の支払いについては、本契約締結後、効力発生日前日に至るまでの間に、別途同人らと甲との間の株式譲渡契約において合意された金額を乙が支払うものとする。

第 1 0 条 （費用負担）

効力発生日以降において、乙の解散のために要する費用は、すべて甲の負担とする。

第 1 1 条 （合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合など、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 1 2 条 （免責等）

甲及び乙は、前条により、合併条件が変更もしくは本契約が解除された場合と雖も、相手方に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、本契約に定める場合を除き、何らの請求をしない。但し、故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

第 1 3 条 （規定外事項）

本契約に規定するものの他、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第 1 4 条 （管轄）

本契約に関する解釈及び紛争に対しては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2022年1月31日

(甲) 東京都渋谷区桜丘町31番11号

日本システムウェア株式会社

代表取締役 執行役員社長 多田 尚二



(乙) 神奈川県川崎市多摩区登戸3398番地1

広和システム株式会社

代表取締役 野崎 淳



別紙 2

第 5 5 期事業報告

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

日本システムウェア株式会社

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい状況となりました。また、先行きにつきましても、度重なる感染症の拡大に伴い、収束には時間を要するとの見方が強まっており、依然として不透明な状況が続いております。

情報サービス産業界におきましては、景気悪化に伴う企業のIT投資の先送りや抑制など一部に慎重な動きが見られたものの、ウィズ/アフターコロナ社会を支えるサービスやソリューションの需要が急速に高まり、IoT、AI、5G/ローカル5Gなどのデジタル技術を駆使してビジネスプロセスや業務プロセスを大きく変えていくデジタルトランスフォーメーション（DX、デジタル変革）の取り組みが加速しました。

このような状況のもと、当社グループは、お客様のDX実現のベストパートナーを目指す中期経営計画（2019年4月～2022年3月）のもと、長年培ってきた幅広い業種・業務知識やノウハウと最新のデジタル技術を融合し、お客様のビジネスモデル変革と業務プロセス改革に貢献することにより、事業拡大と収益力強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は399億34百万円（前年同期比3.6%増）、売上高は 392億82百万円（同2.6%増）、営業利益は41億97百万円（同8.7%増）、経常利益は42億40百万円（同8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億65百万円（同3.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度におきましては、受託したシステム開発に関連して発生した損害賠償損失および和解金等を特別損失に計上しております。

当連結会計年度のセグメント別概況は、次のとおりであります。

＜ITソリューション＞

当セグメントは、ビジネスソリューション事業、金融・公共ソリューション事業、システム機器販売事業で構成しております。ビジネスソリューション事業では製造業、小売業、物流業などのお客様業務を支援するITソリューションを提供しております。金融・公共ソリューション事業では保険業、銀行業などの金融分野や、官公庁・団体などの公共分野のお客様業務を支援するITソリューションを提供しております。システム機器販売事業では各ソリューション事業に伴い必要となるPC・サーバーなどの機器を納入しております。

売上高につきましては、小売業向けシステム機器販売などが堅調に推移しましたが、ビジネスソリューションにおける一部案件が開発フェーズの谷間に当たることや、前期の不採算案件による機会損失、官公庁・団体向けシステム開発の反動などが影響し減収となりました。利益につきましては、不採算案件が減少したことなどにより増益となりました。

これらの結果、受注高は130億83百万円（前年同期比0.9%減）、売上高は132億2百万円（同1.6%減）、営業利益は12億98百万円（同7.7%増）となりました。

＜サービスソリューション＞

当セグメントは、デジタルソリューション事業、クラウド・インフラサービス事業で構成しております。デジタルソリューション事業ではIoT&AIサービスやWebサイト・EC構築などの業種共通ソリューションを提供しております。クラウド・インフラサービス事業では、パブリック・プライベートクラウドの環境構築サービスや自社データセンターによるハウジング・ホスティングサービス、お客様の情報システムの運用設計から構築、管理を行う総合的なマネジメントサービスなどを提供しております。

売上高につきましては、上期は案件の一時中断やスライドなどが発生したものの、下期に入りIoT&AIサービスや産業用スマートグラス「RealWear」などの新サービスを中心としたデジタルソリューション事業が伸長したほか、クラウドサービス事業が堅調に推移し増収となりました。利益につきましては、事業拡大に向けた体制強化などにより減益となりました。

これらの結果、受注高は108億40百万円（前年同期比8.0%増）、売上高は103億80百万円（同5.4%増）、営業利益は5億64百万円（同10.5%減）となりました。

＜プロダクトソリューション＞

当セグメントは、組込み開発事業、デバイス開発事業で構成しております。組込み開発事業で

はオートモティブ、産業機器向けなどのアプリケーションやミドルウェア、ドライバ開発を、デバイス開発事業では画像処理や通信関連などのLSIの設計やボード設計を行っております。アプリケーション、ミドルウェア、LSIの各レイヤをシームレスにつなぐエンベデッドトータルソリューションを提供しております。

売上高につきましては、画像処理を中心とした半導体市場の伸びを背景にデバイス開発事業が堅調に推移したほか、組込み開発事業におけるオートモティブ分野や通信機器分野が拡大し増収となりました。利益につきましては、増収に伴う利益増などにより増益となりました。

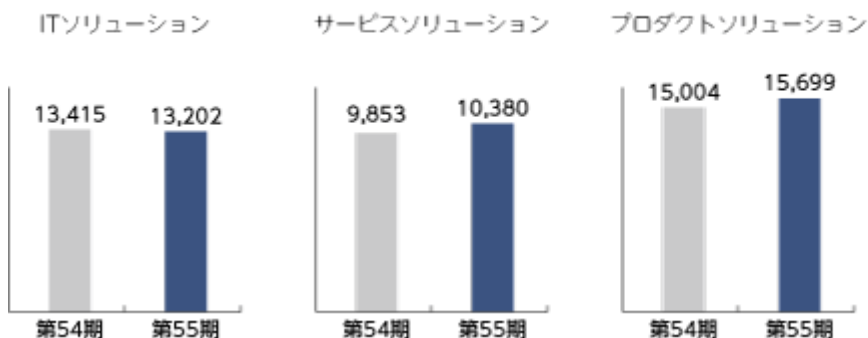
これらの結果、受注高は160億10百万円（前年同期比4.6%増）、売上高は156億99百万円（同4.6%増）、営業利益は23億35百万円（同15.4%増）となりました。

報告セグメント別の売上高、構成比率は次のとおりであります。

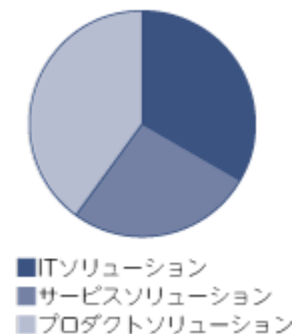
（単位：百万円、%）

報告セグメント別	期 別			第 55 期 (当連結会計年度)		
	売上高	前期比	構成比率	売上高	前期比	構成比率
ITソリューション	13,415	106.8	35.1	13,202	98.4	33.6
サービスソリューション	9,853	107.0	25.7	10,380	105.4	26.4
プロダクトソリューション	15,004	104.6	39.2	15,699	104.6	40.0
合計	38,273	106.0	100.0	39,282	102.6	100.0

■セグメント別売上高



■売上高構成比



(2) 設備投資の状況

特記事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の連結子会社でありました日本ソフトウェアエンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、お客様のDX実現のベストパートナーを目指して、以下の課題に対処するとともに、事業環境の変化にあわせた臨機応変な取り組みを実践してまいります。

①DX事業の拡大

顧客企業におけるDXへの動きが加速するなか、対応したソリューションや技術基盤の拡充が必要となっております。そのため、当社グループにおいては、迅速・機敏にソリューションやサービスが提供できる体制を構築し、これまで取り組んできたIoT・AIサービスをはじめとした新サービスの展開を図り、DX事業の拡大に取り組んでまいります。

②顧客基盤強化と高付加価値化

ITサービスに対する顧客ニーズは多様化・高度化し、業務効率化を目的としたIT活用だけでなく、企業競争力を高めるためのIT投資へと変化しており、現在の収益基盤をより確固たるものにするためには、顧客基盤強化と高付加価値化が不可欠であると認識しています。そのため、受託開発に留まらず、サービス提供型ビジネスや成長が期待される分野への領域拡大を加速してまいります。

③人材の確保・育成

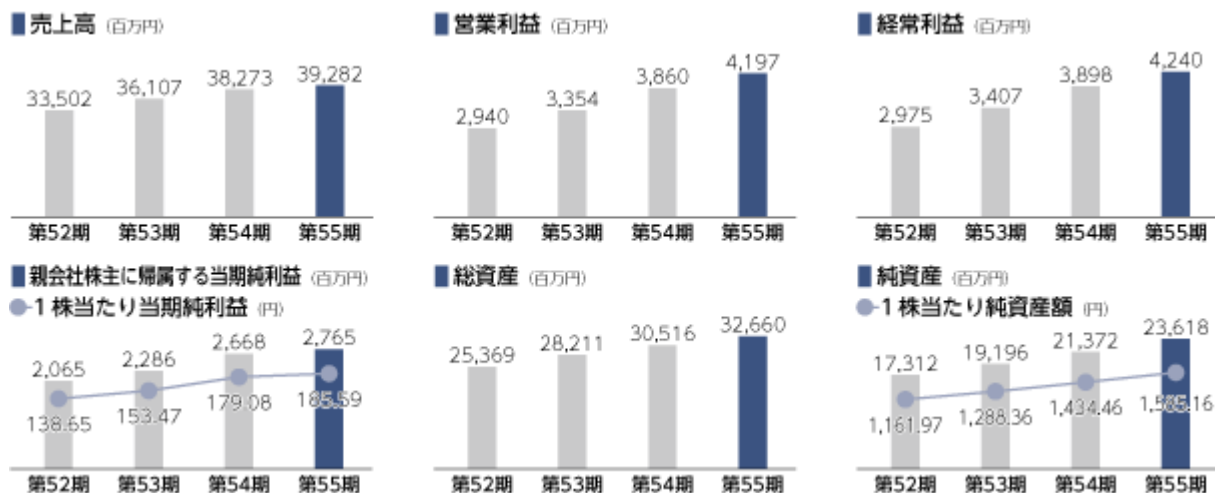
上記を実現するためには、従来にも増して人材の質的向上が不可欠です。そのため、高度な技術力・提案力・プロジェクトマネジメント力などのスキルに加え、企画力・事業推進力など新たな価値創造に挑戦しつづける活力ある人材を確保・育成すべく、採用活動の強化、人事制度の拡充、ならびに実践的な教育を実施してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分		第 52 期	第 53 期	第 54 期	第 55 期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	33,502	36,107	38,273	39,282
営業利益	(百万円)	2,940	3,354	3,860	4,197
経常利益	(百万円)	2,975	3,407	3,898	4,240
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,065	2,286	2,668	2,765
1 株当たり当期純利益	(円)	138.65	153.47	179.08	185.59
総資産	(百万円)	25,369	28,211	30,516	32,660
純資産	(百万円)	17,312	19,196	21,372	23,618
1 株当たり純資産額	(円)	1,161.97	1,288.36	1,434.46	1,585.16

(注) 1 株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式数で除して算出しております。

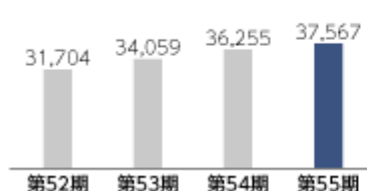


② 当社の財産および損益の状況の推移

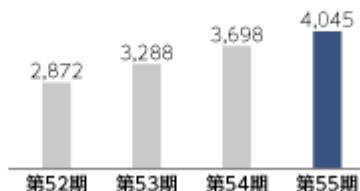
区 分		第 52 期	第 53 期	第 54 期	第 55 期 (当期)
売上高	(百万円)	31,704	34,059	36,255	37,567
営業利益	(百万円)	2,872	3,288	3,698	4,045
経常利益	(百万円)	2,942	3,367	3,766	4,122
当期純利益	(百万円)	2,058	2,267	2,585	2,706
1株当たり当期純利益	(円)	138.18	152.18	173.51	181.62
総資産	(百万円)	24,700	27,457	29,796	31,896
純資産	(百万円)	17,025	18,884	20,985	23,176
1株当たり純資産額	(円)	1,142.65	1,267.42	1,408.45	1,555.50

(注) 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して算出しております。

■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)

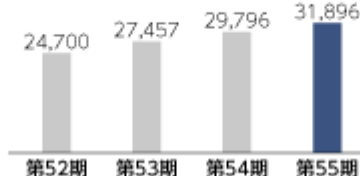


■ 当期純利益 (百万円)

● 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)

● 1株当たり純資産額 (円)



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
N S Wテクノサービス株式会社	200百万円	100.0%	ITソリューション、サービスソリューション、プロダクトソリューション
京石刻恩信息技术（北京）有限公司	200万人民元	100.0%	ITソリューション、サービスソリューション、プロダクトソリューション
N S Wウィズ株式会社	30百万円	100.0%	一般事務に関する業務代行、支援サービス

(注) 日本ソフトウェアエンジニアリング株式会社は、2020年4月1日付けで吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、「ITソリューション」「サービスソリューション」「プロダクトソリューション」の3分野の事業を主たる業務としております。

(12) 主要な拠点等

① 当社

本 社	東京都渋谷区桜丘町31番11号
渋谷 IT コ ア	東京都渋谷区
渋谷 事 業 所	東京都渋谷区
渋谷 CI ビ ル	東京都渋谷区
南平台開発センター	東京都渋谷区
山 梨 IT セ ン タ ー	山梨県笛吹市
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市
福 岡 事 業 所	福岡県福岡市
そ の 他 事 業 所	名古屋、広島、北九州、台湾

② 連結子会社

N S W テ ク ノ サ ー ビ ス 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
N S W ウ ィ ズ 株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
京石刻恩信息技术（北京）有限公司	本社	中国

(13) 使用人の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度比増減
	名	名
男 性	2,003	63
女 性	287	9
合 計	2,290	72

(注) 従業員数は、嘱託108名を含んだ就業人員数であります。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,899,563株（自己株式437株を除く）
- (3) 株主数 4,690名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社タダ・コーポレーション	5,000	33.55
多田修人	1,537	10.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,295	8.69
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	725	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	587	3.93
多田尚二	316	2.12
多田直樹	300	2.01
日本電気株式会社	294	1.97
MSIP CLIENT SECURITIES	219	1.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	219	1.47

（注）持株比率は、自己株式（437株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
多 田 尚 二	取 締 役 執 行 役 員 社 長 (代 表 取 締 役)	(株)ナカヤ 専務取締役 (株)タダ・コーポレーション 代表取締役社長
阿 部 徳 之	取 締 役 執 行 役 員 常 務 (プロダクトソリューション事業本部長、 ITソリューション事業本部担当)	京石刻恩信息技术(北京)有限公司 董事長
須 賀 讓	取 締 役 執 行 役 員 常 務 (コーポレート本部長)	NSWウィズ(株) 代表取締役社長
竹 村 大 助	取 締 役 執 行 役 員 (サービスソリューション事業本部長)	
衛 藤 純 二	取 締 役 (常勤監査等委員)	
小谷野 幹 雄	取 締 役 (監 査 等 委 員)	小谷野公認会計士事務所 代表 ゼビオホールディングス(株) 社外監査役 小谷野税理士法人 代表社員 ゼビオ(株) 社外監査役
増 井 正 行	取 締 役 (監 査 等 委 員)	
石 井 尚 子	取 締 役 (監 査 等 委 員)	桜通り法律事務所 パートナー 放送大学学園 監事 (非常勤)

- (注) 1. 取締役阿部徳之氏および竹村大助氏は、2020年6月25日開催の第54回定時株主総会において、取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）石井尚子氏は、2020年6月25日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役大田亨氏、小関誠一氏および長正聡氏は、2020年6月25日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）小谷野幹雄氏、増井正行氏および石井尚子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 取締役（監査等委員）小谷野幹雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）石井尚子氏は、弁護士として企業法務および税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、衛藤純二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年2月22日開催の取締役会決議に基づく2021年4月1日付の各執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります（執行役員を兼務する取締役は除く）。

地 位	氏 名	担 当
執行役員専務	小 関 誠 一	プロダクトソリューション事業本部長補佐
執行役員常務	山 田 武 史	ＩＴソリューション事業本部長 兼営業統括部長
執行役員常務	市 川 照 明	プロダクトソリューション事業本部副事業本部長 ＮＳＷテクノサービス株式会社 取締役
執行役員常務	山 口 真 吾	ＩＴソリューション事業本部副事業本部長 ＮＳＷテクノサービス株式会社 取締役
執行役員	西 田 隆 二	コーポレート本部副本部長 兼経営管理部長 京石刻恩情報技術（北京）有限公司 監事
執行役員	大 島 幸 司	サービスソリューション事業本部副事業本部長 兼クラウドサービス事業部長
執行役員	上 野 伸 二	プロダクトソリューション事業本部付
執行役員	森 口 毅	サービスソリューション事業本部付
執行役員	小 山 文 雄	ＩＴソリューション事業本部副事業本部長 京石刻恩情報技術（北京）有限公司 董事
執行役員	岡 部 晴 美	プロダクトソリューション事業本部副事業本部長 京石刻恩情報技術（北京）有限公司 董事
執行役員	福 田 拓 造	プロダクトソリューション事業本部営業統括部長
執行役員	我 妻 誠	プロダクトソリューション事業本部 インダストリアルソリューション事業部長
執行役員	長 正 聡	ＩＴソリューション事業本部付

（注）大田亨氏は2021年3月31日付で執行役員副社長を退任いたしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用などを補填することとしております。また、当該保険の保険料の10%にあたる額を被保険者が負担しております。

役員等の職務の適正性が損なわれないための措置としては、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為などによる賠償責任に対しては、填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として、取締役の報酬の額は、当社の業績、他社水準などを総合的に勘案のうえ、役位、職責ならびに経営への貢献度に応じて決定する、と定めております。また、当該方針は取締役会にて決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第50回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。また、この金銭報酬の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
- ・監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第50回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- ・当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬額を決定する権限を代表取締役執行役員社長多田尚二に委任することを決議しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためです。
監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場での監査・監督機能が重視されることから業績を反映することは行わずに、個人別の金銭報酬額の具体的内容は監査等委員の協議により決定いたします。
- ・取締役の個人別の報酬額は、役位、職責に応じた標準額を基に、事業年度毎の経営への貢献度を反映して決定されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	92百万円	92百万円	一百万円	一百万円	7名
取 締 役 (監査等委員)	30百万円	30百万円	一百万円	一百万円	4名
計	122百万円	122百万円	一百万円	一百万円	11名

(注) 2021年3月31日現在の取締役（監査等委員を除く）は4名、取締役（監査等委員）は4名であります。上記の員数と相違しておりますのは、2020年6月25日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所の代表、ゼビオホールディングス株式会社の社外監査役、小谷野税理士法人の代表およびゼビオホールディングス株式会社の子会社ゼビオ株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）増井正行氏は、該当事項はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）石井尚子氏は、桜通り法律事務所のパートナー、放送大学学園の監事（非常勤）を兼務しております。当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況		主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
		出席回数/取締役会	出席回数/監査等委員会	
社外取締役 (監査等委員)	小谷野 幹 雄	7回/7回	7回/7回	毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて公認会計士としての専門知識と経験に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。
社外取締役 (監査等委員)	増 井 正 行	7回/7回	7回/7回	毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて前職である製造業や当業界で培った豊富な経験や幅広い知見に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。
社外取締役 (監査等委員)	石 井 尚 子	(取締役就任以降) 6回/6回 5回/5回		毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて弁護士としての専門知識と経験や、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。

③ 社外役員の報酬等の額

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外役員の報酬等の額	21百万円	21百万円	一百万円	一百万円	3名

(注) 2021年3月31日現在の社外取締役は3名であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 22百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬等と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」の委託についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、会計監査人の解任を決定し、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会で報告いたします。また、監査等委員会が、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断した場合、会社法第399条の2の規定により「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法第399条の13に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当期につきましても内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しました。内部統制に係わる基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役、執行役員および使用人の行動規範となる倫理憲章を定め、取締役、執行役員および使用人全員に周知徹底し、かつ遵守してまいります。
 - ・コンプライアンス業務を担当する部門として、コーポレート本部長を長とするコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会の監督の下、社内規則およびガイドラインの策定、教育訓練の実施、ならびに社内通報・報告体制の整備、その他コンプライアンス業務を行います。コンプライアンス室は、コンプライアンス業務について、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・コンプライアンスの実行を監査するための内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス委員会に報告します。
 - ・取締役、執行役員、使用人及び内部監査室は、法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・監査等委員会はコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対して改善を求めます。この場合、コンプライアンス委員会は、改善の必要があると認めた場合は、速やかにコンプライアンス室に対してコンプライアンス体制の改善策の策定を指示します。

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部門をコーポレート本部総務人事部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした態度で対応します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、網羅的に、かつ検索性の高い状態で保存及び管理し、取締役は、文書管理規程により、これらを常時閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を統括する機関として経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理のための体制を整備しております。
 - ・経営リスク（ビジネスリスク）、法令リスク（コンプライアンスリスク）、情報セキュリティリスク（ITリスク）および災害リスク（ハザードリスク）の適正な管理のため、これらのリスク毎に管理責任者を定めるとともに、取締役会規程、執行役員規程、経営会議規程、リスクマネジメント委員会規程、コンプライアンス委員会規程、情報システム管理規程および防災管理規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築しております。
 - ・不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、同本部が中心となって迅速に対応し、リスクおよび損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・経営方針および経営戦略に関わる重要事項のうち、取締役会で決議すべきものは、取締役会規程に明定し、係る事項を審議・決定します。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催します。さらに、取締役会規程に定めたものに準ずる重要事項を審議・決定するために、経営会議を随時開催します。
 - ・取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、執行役員規程、組織規程、職務権限規程および業務分掌規程において、業務執行部門における責任者および責任内容ならびに執行手続の詳細を定めております。

- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社へ倫理憲章の周知徹底を図るとともに、主要な子会社にはコンプライアンスに関する推進責任者を配置し、緊密な連携の下、当社グループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - ・当社は、子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築します。
 - ・当社は、関係会社管理規程に従い決裁・報告制度を運用するとともに、関係会社会議等により子会社の経営を適正に管理するものとし、必要に応じて経営のモニタリングを行います。取締役、内部監査室は、子会社の法令違反その他コンプライアンス、リスクに関する重大な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告します。
 - ・子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反しその他コンプライアンスまたはリスク管理上問題があると認めた場合は、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告するものとします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員の職務を補助すべき使用人として、使用人から監査等委員補助者を任命します。
 - ・監査等委員会は、監査等委員補助者の人事異動・人事評価等について、事前にコーポレート本部総務人事部長より報告を受けるとともに、必要ある場合は、理由を付して人事異動・人事評価等につき変更をコーポレート本部総務人事部長に申し入れることができます。コーポレート本部総務人事部長は、監査等委員会の意見を尊重します。
 - ・監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の監査等委員会への報告、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす、または当社グループの信用を著しく失墜させるおそれがある事態の発生、内部管理体制の重大な欠陥及び法令違反等の不正行為等を認めた場合及び報告を受けた場合は、書面もしくは口頭にて遅滞なく監査等委員に直接報告します。この場合、報告者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
 - ・内部監査室は、少なくとも１ヶ月に１度は、監査状況について、監査等委員会に報告します。
 - ・監査等委員は必要に応じ、いつでも取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができ、取締役、執行役員または使用人は、速やかに求められた事項を報告しなければならない仕組みを構築しております。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会のほか、経営会議等の会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができます。
 - ・監査等委員会は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス室に対し改善策の策定を求め、内部監査室に対し監査の実施状況の報告及び追加監査の実施を求めることができます。
 - ・監査等委員会は、内部監査室に対して、必要に応じて監査業務への協力を求めることができます。
 - ・監査等委員会は、代表取締役、コンプライアンス委員会委員長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
 - ・監査等委員が職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、その整備・改善と適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度は取締役会を7回開催し、取締役会規程に基づき各議案についての審議、職務執行の状況の報告および監督を行いました。また、常勤取締役、執行役員で構成する経営会議を18回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査等委員の職務執行

当事業年度は監査等委員会を7回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。また、監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席するほか、内部監査部門、会計監査人等と定期的に情報・意見交換し、監査の実効性を高めております。

③ コンプライアンス体制

当事業年度はコンプライアンス委員会を4回開催し、内部管理体制の整備、法令違反行為の有無の調査等の確認を行いました。また、役員及び従業員に対し、コンプライアンスの浸透・徹底を図るため、「倫理憲章」「行動指針」等のコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発を実施しました。

④ リスク管理体制

当事業年度はリスクマネジメント委員会を4回開催し、当社グループを取り巻くリスクへの対策等についての審議を行いました。また、役員及び従業員に対し、リスク管理の徹底を図るため、リスク管理に関する教育を実施しました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る業務プロセス等の整備・運用の見直しを行い、監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付け、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本的な方針としております。

剰余金の配当は、内部留保資金の充実を図りながら、当該期の利益水準、財政状態、配当性向、将来の業績動向等を総合的に勘案した上で決定することとしております。

また、内部留保資金につきましては、将来の事業拡大ならびに経営基盤強化に備え、競争力の維持向上に努めていく所存です。

上記の方針を踏まえて、当期の期末配当金につきましては、1株につき20.0円とすることを決定いたしました。中間配当金として1株につき20.0円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき40円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。また、当社は、毎年3月31日および9月30日を基準日とした年2回の配当を継続する予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	23,980
現金及び預金	12,383
受取手形及び売掛金	9,651
電子記録債権	111
商品	736
仕掛品	731
貯蔵品	2
その他	362
固定資産	8,680
有形固定資産	6,168
建物及び構築物	1,995
工具、器具及び備品	302
土地	3,861
その他	10
無形固定資産	101
ソフトウェア	76
その他	25
投資その他の資産	2,409
投資有価証券	40
繰延税金資産	1,198
その他	1,183
貸倒引当金	△12
資産合計	32,660

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	6,563
買掛金	2,719
未払法人税等	709
未払消費税等	464
賞与引当金	1,132
工事損失引当金	19
その他	1,517
固定負債	2,478
役員退職慰労引当金	2
退職給付に係る負債	2,407
その他	69
負債合計	9,042
純 資 産 の 部	
株主資本	23,615
資本金	5,500
資本剰余金	86
利益剰余金	18,030
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	2
その他有価証券評価差額金	10
為替換算調整勘定	10
退職給付に係る調整累計額	△18
純資産合計	23,618
負債及び純資産合計	32,660

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		39,282
売上原価		31,702
売上総利益		7,580
販売費及び一般管理費		3,382
営業利益		4,197
営業外収益		
受取賃貸料	6	
保険配当金	11	
受取手数料	5	
助成金収入	13	
その他	8	46
営業外費用		
債権売却損	0	
為替差損	1	
保険解約損	2	
その他	0	3
経常利益		4,240
特別損失		
固定資産除却損	51	
固定資産売却損	0	
和解金	24	
損害賠償損失	199	276
税金等調整前当期純利益		3,964
法人税、住民税及び事業税	1,163	
法人税等調整額	35	1,198
当期純利益		2,765
親会社株主に帰属する当期純利益		2,765

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	5,500	86	15,786	△0	21,372
当期変動額					
剰余金の配当			△521		△521
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,765		2,765
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,243	△0	2,243
当期末残高	5,500	86	18,030	△0	23,615

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	3	9	△12	0	21,372
当期変動額					
剰余金の配当					△521
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,765
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	6	1	△5	1	1
当期変動額合計	6	1	△5	1	2,245
当期末残高	10	10	△18	2	23,618

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

(2) 連結子会社の名称

NSWテクノサービス株式会社

京石刻恩信息技术(北京)有限公司

NSWウィズ株式会社

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました日本ソフトウェアエンジニアリング株式会社は、2020年4月1日付で当社を存続会社とした吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、京石刻恩信息技术(北京)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

イ. 商品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品

総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、以下のものについては定額法によっております。

1) 1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）

2) 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物

3) アウトソーシング事業に関連する建物附属設備、工具、器具及び備品

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 7～50年

車 両 運 搬 具 4～7年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、2007年5月17日開催の取締役会において、2007年6月28日をもって廃止することを決議したことにより、制度廃止日以降繰入を実施しておりません。従って、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から就任している役員に対する2007年6月28日時点における要支給額であります。

④ 工事損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末において工事損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事
工事完成基準

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しています。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(工事損失引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度(百万円)	
工事損失引当金	19

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェア開発に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

プロジェクトの開発工数等に基づいて工事原価総額を見積り、工事原価総額の見積りが請負金額を上回る場合に工事損失引当金を計上しておりますが、開発途中での仕様変更や想定外の事象の発生により、当初想定していなかった追加的な工数が生じることがあります。工事原価総額の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、工事損失引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計

基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価レベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

- (2) 適用予定日
2022年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.有形固定資産の減価償却累計額 6,636百万円

2.工事損失引当金に対応する仕掛品の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 53百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,900,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月18日 取締役会	普通株式	223百万円	15.00円	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月26日 取締役会	普通株式	297百万円	20.00円	2020年9月30日	2020年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月10日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	297百万円	20.00円	2021年3月31日	2021年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、取引先の信用状況を毎年度末及び異常な兆候発見時に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式のみであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、16.8%が日本電気(株)グループに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性が乏しいものは、次表には含めておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
(1) 現金及び預金	12,383	12,383	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,651	9,651	—
(3) 電子記録債権	111	111	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	19	19	—
資産計	22,165	22,165	—
(1) 買掛金	2,719	2,719	—
負債計	2,719	2,719	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

<資産>

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得価額 （百万円）	連結貸借対照表 計上額（百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6	19	13
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		6	19	13

<負債>

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	20

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価情報の「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（百万円）
受取手形及び売掛金	9,651
電子記録債権	111
合計	9,762

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記の対象から除いております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,585円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 185円59銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予見することは困難な状況にあります。当社グループでは、このような状況を踏まえ会計上の見積りを行っております。なお、現時点では当社グループの会計上の見積りに与える影響及び業績に与える影響は軽微であると考えていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	23,040
現金及び預金	11,692
受取手形	14
売掛金	9,406
電子記録債権	111
商品	733
仕掛品	723
貯蔵品	1
前払費用	251
その他	105
固定資産	8,855
有形固定資産	6,167
建物	1,968
構築物	27
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	301
土地	3,861
建設仮勘定	7
無形固定資産	98
ソフトウェア	73
その他	25
投資その他の資産	2,589
投資有価証券	40
関係会社株式	298
会員権	86
長期未収入金	5
長期前払費用	35
敷金及び保証金	813
保険積立金	241
繰延税金資産	1,080
貸倒引当金	△12
資産合計	31,896

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	6,464
買掛金	2,949
未払金	442
未払法人税等	682
未払消費税等	401
未払費用	381
前受金	424
預り金	164
賞与引当金	989
工事損失引当金	19
資産除去債務	6
その他	3
固定負債	2,255
退職給付引当金	2,184
役員退職慰労引当金	2
資産除去債務	69
負債合計	8,720
純 資 産 の 部	
株主資本	23,166
資本金	5,500
資本剰余金	86
資本準備金	86
利益剰余金	17,580
利益準備金	680
その他利益剰余金	16,900
別途積立金	4,500
繰越利益剰余金	12,400
自己株式	△0
評価・換算差額等	10
その他有価証券評価差額金	10
純資産合計	23,176
負債及び純資産合計	31,896

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		37,567
売上原価		30,409
売上総利益		7,158
販売費及び一般管理費		3,113
営業利益		4,045
営業外収益		
受取配当金	25	
受取賃貸料	30	
保険配当金	9	
その他	15	80
営業外費用		
債権売却損	0	
為替差損	0	
保険解約損	2	
その他	0	3
経常利益		4,122
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	12	12
特別損失		
固定資産除却損	51	
固定資産売却損	0	
和解金	24	
損害賠償損失	199	275
税引前当期純利益		3,858
法人税、住民税及び事業税	1,119	
法人税等調整額	32	1,152
当期純利益		2,706

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,500	86	86	628	4,500	10,267	15,395	△0	20,981
当期変動額									
剰余金の配当						△521	△521		△521
剰余金の配当に伴う積立				52		△52	—		—
当期純利益						2,706	2,706		2,706
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	52	—	2,132	2,184	△0	2,184
当期末残高	5,500	86	86	680	4,500	12,400	17,580	△0	23,166

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3	3	20,985
当期変動額			
剰余金の配当			△521
剰余金の配当に伴う積立			—
当期純利益			2,706
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	6	6	6
当期変動額合計	6	6	2,190
当期末残高	10	10	23,176

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 商品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、以下のものについては定額法によっております。

1) 1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）

2) 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物

3) アウトソーシング事業に関連する建物附属設備、工具、器具及び備品

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 7～50年

車 両 運 搬 具 4～7年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、2007年5月17日開催の取締役会において、2007年6月28日をもって廃止することを決議したことにより、制度廃止日以降繰入を実施しておりません。従って、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から就任している役員に対する2007年6月28日時点における要支給額であります。

(5) 工事損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、当事業年度末において工事損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- (2) その他の工事
工事完成基準

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

6. その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(損益計算書関係)

営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「保険配当金」は、6百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(工事損失引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度 (百万円)	
工事損失引当金	19

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェア開発に係る損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

プロジェクトの開発工数等に基づいて工事原価総額を見積り、工事原価総額の見積りが請負金額を上回る場合に工事損失引当金を計上しておりますが、開発途中での仕様変更や想定外の事象の発生により、当初想定していなかった追加的な工数が生じることがあります。工事原価総額の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、工事損失引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計

基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価レベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

- (2) 適用予定日
2022年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,633百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11百万円
短期金銭債務	342百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引による取引高	
売上高	88百万円
仕入高	1,708百万円
業務委託費他	205百万円
2. 関係会社との営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金、受取賃貸料、雑収入	51百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	437株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 3百万円

減損損失 342百万円

未払事業税等 61百万円

賞与引当金等 350百万円

退職給付引当金 668百万円

工事損失引当金 6百万円

その他 35百万円

繰延税金資産小計 1,468百万円

評価性引当額 △369百万円

繰延税金資産合計 1,099百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △4百万円

資産除去債務に対応する除去費用 △13百万円

繰延税金負債合計 △18百万円

繰延税金資産の純額 1,080百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

1. 計算書類提出会社の役員および主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有または被所有 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員および その近親者 が議決権の 過半数を所有している 会社	株式会社 ナカヤ	東京都 渋谷区	30	不動産 賃貸業	なし	建物の賃借 役員の兼任 1名 役員の近親者 1名	賃借料の 支払	738	保証金 前払 費用	558
										67

2. 子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有または被所有 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	N S W テ クノサー ビス株式 会社	東京都 渋谷区	200	ITソリュ ー シ ョ ン、サー ビスソリ ューシ ョ ン、プロ ダクトソ リューシ ョン	(所有) 100.0	当社開発業務 の一部の委託	開発業務 の委託	1,695	買掛金	317

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等は含まず、「期末残高」には消費税等を含めて表示しております。
2. 株式会社ナカヤは、当社の主要株主である多田修人が議決権の82.3%を直接保有しております。
3. 取引条件および取引条件の決定方針等は以下のとおりであります。
(1) 賃借料は、近隣の相場を勘案し、双方協議の上、決定しております。
(2) 開発業務の委託は、交渉の上、一定の採算が確保されるように取引条件を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,555円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 181円62銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難な状況にあります。当社は、このような状況を踏まえ会計上の見積りを行っております。なお、現時点では当社の会計上の見積りに与える影響及び業績に与える影響は軽微であると考えていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

日本システムウエア株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 悟 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 春 田 岳 亜 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本システムウエア株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本システムウエア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

日本システムウエア株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 悟 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 春 田 岳 亜 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本システムウエア株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、仰星監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

日本システムウエア株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 衛 藤 純 二 ㊞

監査等委員 小谷野 幹 雄 ㊞

監査等委員 増 井 正 行 ㊞

監査等委員 石 井 尚 子 ㊞

(注) 監査等委員小谷野 幹雄、増井 正行および石井 尚子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第 4 8 期事業報告

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

広和システム株式会社

1 会社の現況に関する事項

(1) 営業報告

第48期（2020年4月1日～2021年3月31日）は、富士電機（株）殿、メタウォーター（株）殿などから以下のご注文を戴き、これらを納入いたしました。

- ①制御システムに関わる、システム機能設計、ハードウェア設計・手配、ソフトウェア設計（デバッグ）および納入テスト
- ②特定分野の電気設備に関わる、EPC業務

これらに対する決算諸元は、社員の努力および関係各位のご尽力により、次のとおりの結果となりました。あらためて感謝するしだいです。

売上高	31,946万円
売上総利益	8,728万円
営業利益	2,122万円
経常利益	2,092万円
税引前当期純利益	2,106万円
当期純利益	1,398万円

(2) 業績の推移

区分	2018年度	2019年度	2020年度
売上高（千円）	342,540	351,004	319,546
経常利益（千円）	12,099	12,950	20,921
当期純利益（千円）	8,576	11,796	13,980
1株当り当期利益（円）	357.37	491.53	582.53
純資産（千円）	128,665	138,062	149,642
総資産（千円）	192,008	210,136	201,494

2 会社の概況（2021年3月31日）

(1) 主な事業内容

- ① プラントオートメーションシステムの設計・開発
- ② 社会環境向け監視制御システムの設計・開発
- ③ オートメーションシステムコンサルティング

(2) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 24,000株
② 発行済株式総数 24,000株
③ 株主数 4名

(3) 従業員の状況

() 内：除役員

区 分	従業員数 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
男 子	17 (14)	42.5 (39.1)	14.9 (12.3)
女 子	4 (4)	48.8 (48.8)	19.5 (19.5)
計	21 (18)	43.7 (41.2)	15.8 (13.9)

(4) 取締役および監査役

代表取締役社長 野崎 淳一
取締役 市川 祐一
取締役 河野 靖範
監査役 御簾 納弘

決算報告書

(第 48 期)

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

広和システム株式会社

神奈川県川崎市多摩区登戸 3 3 9 8 番地 1

2021年	3月31日	現在
-------	-------	----

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	90,494,368	未払費用	11,400,218
売掛金	53,033,783	未払給与等	887,735
仕掛品	3,574,037	未払法人税等	6,387,800
前渡金	98,818	未払消費税	5,047,800
前払費用	334,068	預り金	2,255,116
仮払金	330,000	流動負債合計	25,978,669
貸倒引当金	△318,202	【固定負債】	
流動資産合計	147,546,872	社債	5,000,000
【固定資産】		長期借入金	14,880,000
(有形固定資産)		退職給付引当金	5,992,770
建物付属設備	816,713	固定負債合計	25,872,770
工具、器具及び備品	672,883	負債合計	51,851,439
有形固定資産合計	1,489,596		
(無形固定資産)			
ソフトウェア	2,938,000		
電話加入権	383,809		
無形固定資産合計	3,321,809		
(投資その他の資産)			
投資有価証券	2,119,049		
出資金	10,000		
敷金	6,827,000		
長期前払費用	138,260		
保険積立金	40,041,553		
配当積立金	3		
投資その他の資産合計	49,135,865		
固定資産合計	53,947,270		
資産合計	201,494,142		

損 益 計 算 書

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

広和システム株式会社

印刷日付:2021年 5月25日

(単位:円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	319,546,567	
売上高合計		319,546,567
【売上原価】		
当期製品製造原価	232,258,016	232,258,016
売上総利益		87,288,551
【販売費及び一般管理費】		66,058,666
営業利益		21,229,885
【営業外収益】		
受取利息	1,090	
受取配当金	300	
雑収入	611,074	
営業外収益合計		612,464
【営業外費用】		
支払利息	483,003	
退職金	438,000	
営業外費用合計		921,003
経常利益		20,921,346
【特別利益】		
貸倒引当金戻入額	275,004	
特別利益合計		275,004
【特別損失】		
その他特別損失	132,100	
特別損失合計		132,100
税引前当期純利益		21,064,250
法人税、住民税及び事業税	7,083,424	
法人税等合計		7,083,424
当期純利益		13,980,826

製造原価報告書

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

広和システム株式会社

印刷日付: 2021年 5月25日

(単位: 円)

科 目	金 額	
材料費合計		0
【労務費】		
賃金	91,440,650	
賞与	43,695,800	
法定福利費	22,118,605	
労務費合計		157,255,055
【製造経費】		
旅費交通費	5,699,641	
通勤手当	3,270,123	
外注加工費	66,448,933	
製造経費合計		75,418,697
期首仕掛品棚卸高	3,158,301	
当期総製造費用		235,832,053
期末仕掛品棚卸高	△3,574,037	
当期製品製造原価合計		232,258,016

販売費及び一般管理費明細書

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

広和システム株式会社

印刷日付: 2021年 5月25日

(単位: 円)

科 目	金 額	
役員報酬	18,720,000	
給料手当	3,232,293	
賞与	1,796,800	
通勤手当	237,276	
退職金	1,800,000	
法定福利費	1,017,952	
福利厚生費	1,215,592	
研修費	415,002	
広告宣伝費	1,421,000	
交際費	343,028	
旅費交通費	153,279	
通信費	1,217,843	
消耗品費	578,378	
事務用品費	204,725	
修繕費	440,400	
水道光熱費	1,017,163	
諸会費	378,750	
支払手数料	1,138,706	
損害保険料	1,295,160	
支払リース料	2,976,912	
寄付金	5,000	
減価償却費	1,502,291	
地代家賃	9,937,968	
賃借料	2,597,338	
租税公課	175,000	
貸倒引当金繰入額	318,202	
顧問料	1,410,000	
生命保険料	8,002,217	
共益費	2,042,136	
雑費	468,255	
販売費及び一般管理費合計		66,058,666

株主資本等変動計算書

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

広和システム株式会社

印刷日付: 2021年 5月25日

(単位: 円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	50,000,000
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高	2,065,000
	当期変動額 剰余金から準備金への振替	240,000
	当期末残高	2,305,000
(その他利益剰余金)		
別途積立金	当期首残高	50,000,000
	当期変動額 剰余金の内訳科目間の振替	10,000,000
	当期末残高	60,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高	35,996,877
	当期変動額 剰余金の配当	△2,400,000
	剰余金から準備金への振替	△240,000
	剰余金の内訳科目間の振替	△10,000,000
	当期純利益	13,980,826
	当期末残高	37,337,703
利益剰余金合計	当期首残高	88,061,877
	当期変動額	11,580,826
	当期末残高	99,642,703
株主資本合計	当期首残高	138,061,877
	当期変動額	11,580,826
	当期末残高	149,642,703
純資産合計	当期首残高	138,061,877
	当期変動額	11,580,826
	当期末残高	149,642,703

個 別 注 記 表

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しております。

2. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年

器具及び備品 3～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。